

個別分野の規制改革の進展について

令和 5 年 4 月 28 日

事務局

これまでに進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

1. 高速道路におけるEV用充電器の整備に関するロードマップの策定

要望：政府の目標として「2030年までに充電インフラを15万基」（うち、急速充電器3万基）との目標が示されているが、このEV用充電器の設置目標と整備の道筋について、ロードマップを示してほしい。

＜対応の内容：経済産業省、国土交通省＞

2030年の充電器設置の目標達成に向けて、まず、高速道路での充電器の整備について令和5年3月29日に「高速道路における電動化インフラ整備加速化パッケージ」が公表され、高速道路における充電器の整備計画（高速道路における充電器の口数の2025年度見通しとして、約1100口（20年度比で約2.7倍）とすることや、充電を目的とした高速道路の一時退出等を内容とするロードマップが公表された。

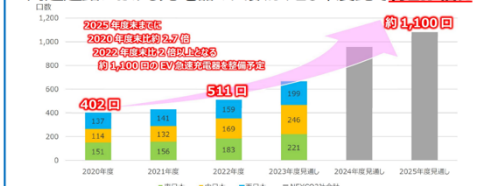
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/highway_package.html

高速道路における電動化インフラ整備加速化パッケージ【ポイント】

- クリーンエネルギー自動車の普及に向けて、車両の普及と表裏一体にある**充電・水素充てんインフラの整備が不可欠**。
- これまで、高速道路のSA・PAにおいては、**50kW以下の出力の充電器が大半**であり、22年度には、**90kW以上を中心に高出力の充電器の設置や、複数口の充電器の設置が進む**も、更なる利便性向上が鍵。
- 今般、高速道路及びその周辺における、現状や電動化インフラ整備を加速化する取組をとりまとめ、**充電器の大幅増加と高出力化・複数口化を促し、利用者がいつでも快適にEV充電できる環境をめざす**。

1. 高速道路における2025年度までの整備計画の公表

- 高速道路における充電器の口数は、20年度比で**約2.7倍**に



2. 充電インフラ補助金の予算拡充・補助額の引き上げ

- 予算額を**約3倍**に。複数口や高出力化へ補助額の引き上げ

- ◆ 高速SA・PA
⇒ **6口タイプの補助上限額**△
(工事費上限：3,100万円→6,200万円)
- ◆ コンビニ、ディーラー等の公共用充電器
⇒ **90kW以上の補助率・補助上限額**△
(機器補助率：1/2 → 1/1)
- ◆ 大規模の高圧受電設備
⇒ **補助上限額**△ (最大400万円→600万円)



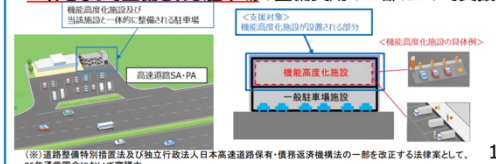
3. 高速道路外のEV充電器の活用の検討

- 料金調整により、**路外の充電器も利用可能な制度や新たな課金・決済の導入**について、**R6年度から順次実施**できるよう検討



4. SA・PA駐車場の整備費用への国費支援制度の創設※

- 充電施設や自動運転車両拠点施設などの**機能高度化施設と一体となって整備される駐車場の整備費用の一部**について支援



2. 大規模小売店舗立地法における駐車場収容台数についてのEV用充電器付き駐車スペースの算入に係る明確化（EV「優先」の駐車スペースについて）

要望： 大規模小売店舗立地法において、大規模小売店舗の各対象店舗の店舗面積に応じて来客用の必要な駐車場の台数が決まっているが、EV「優先」の駐車スペース（EV以外の自動車を完全に排除しない場合）については、当該駐車スペースに充電器を設置した場合でもその駐車スペースを必要台数として考慮できるよう解釈を明らかにして自治体へ通知・公表して欲しい。

<対応の内容：経済産業省>

EV車以外の自動車（ガソリン車等）の利用を完全に排除しないようなケース（例えば、EV等を優先する駐車マス）については、必要な駐車場の台数に算入し得る旨を令和5年3月に大規模小売店舗立地法運用主体（都道府県、政令指定都市等）へ通知した。内容は以下のとおり

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/handlingofparkingspaces.pdf>

3. 建築物の屋上に太陽光発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いの明確化

要望：屋上に架台を設け、その上に太陽光発電設備を設置する場合、架台下の空間に人が立ち入るか否か、その空間が屋内的用途に供されるか否かが、当該設備が建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部に該当するか否かの判断基準となるが、建築主事によって屋内的用途の解釈が異なる場合がある。解釈を明確化し、太陽光発電設備の下に空調設備、電気設備、貯水槽等の建築設備を設置する場合には、屋内的用途に該当しない旨の通知を都道府県等の特定行政庁に発出していただきたい。

<対応の内容：国土交通省>

建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて、架台下の空間に、通常屋外に設置されるキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもって、当該空間を屋内的用途に供するものと判断するものではないことから、当該取扱いの明確化を図るため、令和5年3月13日付けで都道府県等に通知を发出済み。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001593803.pdf>

(参考)建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて 国土交通省

○ 建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて（技術的助言）（令和5年3月13日国住指第473号）の概要

1 建築物の屋上に当該建築物に電気を供給するために設置する太陽電池発電設備については、法第2条第3号に規定する建築設備に該当し、設置後の建築物（当該太陽電池発電設備を含む。）は建築基準関係規定に適合する必要がある。

2 建築物の屋上に設置する太陽電池発電設備のうち①及び②に該当するものについては、法第2条第5号に規定する主要構造部に該当しない。また、当該太陽電池発電設備の架台下の空間は、令第2条第1項第3号に規定する床面積及び同項第8号に規定する階数に算入されない。

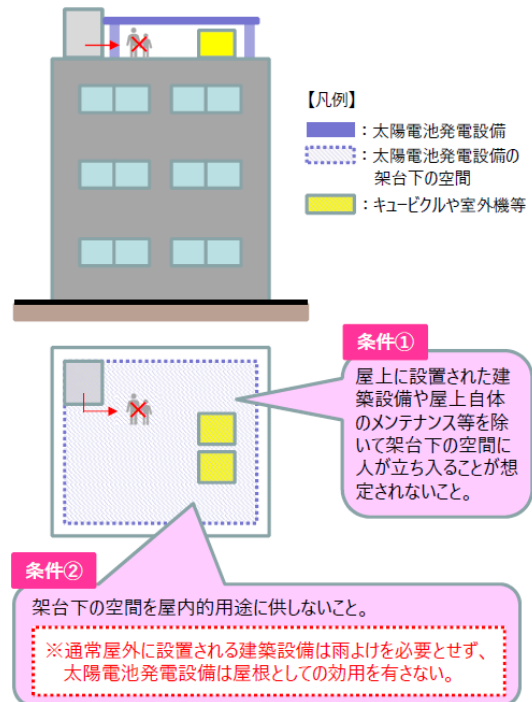
- ① 建築物のメンテナンス等を除いて架台下の空間に人が立ち入らないもの
- ② 架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの

なお、太陽電池発電設備の架台下の空間に通常屋外に設置されるキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもって、当該空間を屋内的用途に供するものと判断するものではないことに留意されたい。

3 既存建築物の屋上に上記2の太陽電池発電設備を設置する行為は、法第2条第13号に規定する増築には該当しないため、法第87条の4に規定する場合を除き、当該行為に当たって建築確認は不要である。

- ※ 赤字は「既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて」（平成24年7月4日付け国住指第1152号）の内容から新たに明確化した部分
- ※ 当該助言は建築物の屋上に設置される太陽電池発電設備について運用を整理したものであり、それ以外のものについて運用を整理したのではない。
- ※ 建築物の屋上に設置される太陽電池発電設備の高さの算定については、「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」（平成23年3月25日付け国住指第4936号）を参考にされたい。

○ 太陽電池発電設備が主要構造部に当たらず、当該太陽電池発電設備の架台下の空間が床面積及び階数に算入されない例



4. 「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」の見直し

要望：2022年6月に公表された「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」について、対象が大規模風力発電施設の促進区域に含めない区域基準（2.2.2 都道府県基準の具体例）の例示には、「〇〇保安林」、「△△保安林」との記載がある。これを参考にする
と、全ての保安林が促進区域から外れることになりかねない。また、促進区域から外れることにとどまらず保安林での開発を一律制限するような影響がある。保安林での開発には個別の判断が必要であり、保安林開発を一律制限するように解釈される可能性があることは本法律の趣旨である地球脱炭素化の推進と相反することになってしまう。

以上のことから、この記載の削除、又は、「保安林での開発を一律制限するものではない」と但し書きを追加いただきたい。

<対応の内容：環境省>

「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」p22の記載は、「・A県における都道府県基準のイメージ（大規模風力発電施設を対象）は以下のとおりです。」とあるとおり、都道府県基準の作成例を示したものであり、都道府県基準において、保安林を「促進区域に含めない区域」として位置付けることを推奨するものではない。保安林の位置付けを含め、基準の具体的な内容は、地域の自然的社会的条件に応じて、各都道府県において決定することとなるが、ご指摘を踏まえて、そのような誤解を招かないよう、更なる分かりやすさの観点から、第3版（2023年3月公表）において、注意書きを追記済み。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/sokushin_handbook_202303.pdf

2.2.2 都道府県基準の具体例

- 促進区域に含めない区域（対象：大規模風力発電施設）

・A県における都道府県基準のイメージ（大規模風力発電施設を対象）は以下のとおりです。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域 ・〇〇保安林 ・△△保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区 ・歴史的風土保存区域及び特別保存地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法 ・古都における歴史的風土との保全に関する特別措置法
	文化財（史跡・名勝、天然記念物）	文化財保護法

※あくまで例示であり、例示した区域を全国一律に制限する趣旨ではなく、各地域の実情に応じて検討して下さい。

22

5. 需給曲線の情報公開

要望：スポット価格高騰問題を受けて、2021年2月より、30分コマ毎の全国のシステムプライスの需給曲線が、日本卸電力取引所のウェブサイト上で継続的に公開されるようになった。また、2022年6月から、全国レベルだけでなくエリア別の需給曲線も公開されるようになった。しかし、グラフの画像のみでデータが添付されておらず、分析に利用できない。情報公開としては不十分であることから、CSV形式のデータなどを含む、より詳細な情報を公開すべき。その際、ビジュアル面やインタラクティブ性に優れたグラフなど、欧州と同様の分析などに使いやすい方法で行うべき。

<対応の内容:経済産業省>

スポット市場のシステムプライス及び分断エリア別の入札カーブについて、2023年2月より、ビジュアル面や分析などの使いやすさを考慮した入札カーブを公開済み。内容は以下のとおり。

https://www.jepx.jp/electricpower/market-data/spot/bid_curves.html

○2023年4月24日の例

入札カーブ (円/kWh)

- 閉じる

コマ送り <>

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48

